〃	SCH40468	Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands	第27527号 平成24年10月30日
Solanum tuberosum L.	紫月（しづき）	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第27124号 平成24年６月15日
〃	キタムサシ	〃	第27125号 平成24年６月15日
Triticum aestivum L.	みのりのちから	〃	第27433号 平成24年９月24日
Vaccinium L.	TH-605	The University of Georgia Research Foundation, Inc. Boyd Graduate Studies Research Center, Athens, Georgia 30602-7411, USA	第27499号 平成24年10月25日
Verbena L.	Sunvivadaiba	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝４丁目17番５号	第27501号 平成24年10月25日
〃	VEAZ0008	Syngenta Crop Protection AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第27532号 平成24年10月30日
Viburnum opulus L.	里の光（さとひかり）	大平民人 長野県上伊那郡南箕輪村8304―524	第27468号 平成24年10月17日
〃	里の環（さとわ）	〃	第27469号 平成24年10月17日
Viburnum plicatum var. tomentosum Miq.	ベニ　サンゴ	〃	第27466号 平成24年10月17日
〃	ルビー　サンゴ	〃	第27467号 平成24年10月17日
Vitis L.	美原（みはら）バイオレット	大阪府 大阪府大阪市中央区大手前２丁目１番22号	第26595号 平成23年12月22日

○農林水産省告示第四百三十七号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年二月一日　　農林水産大臣　林　芳正

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第24218号 平成21年10月15日	平成21年12月24日	ラブルサ　E1631-１	LABLUSA
第26307号 平成23年９月13日	平成24年１月13日	しなのミニ	しなの50

告　示

告示事項

人事院公示第１号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第６条第２項の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成25年２月１日　　人事院総裁　原　　恒雄

１　別表海上保安学校学生採用試験の項を次のように改める。

海上保安学校学生採用試験	航空課程 情報システム課程	学科試験（多肢選択式）	一　航空保安大学校学生採用試験の項第１号に定める科目と同一の科目
	海洋科学課程		二　数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、物理Ⅰ、英語Ⅰ及び英語Ⅱ

別表気象大学校学生採用試験の項第１号中「第１号」を「第２号」に改める。

２　この決定による改正は、平成25年２月１日から効力を発生する。

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ⑵、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ⑵、第４号ロ⑵及び第７号ロ⑵並びに同表財務専門官採用試験の項ロ⑵の規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成25年２月１日　　人事院総裁　原　　恒雄

１　第４項第３号中「又は第２項」を「若しくは第２項」に、「国又は」を「国若しくは」に、「又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の専門課程の卒業者」を「の専門課程（以下この号において「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第60号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされた職業訓練（専門課程の高度職業訓練に限る。）の訓練課程を含む。以下この号において同じ。）を修了した者」に、「当該専門課程を卒業する」を「短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する」に改める。

２　この決定による改正は、平成25年２月１日から効力を発生する。

人事院事務総局公示第１号

人事院事務総長は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第４項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成25年２月１日　　人事院事務総長　尾西　雅博

１　第２項第２号⑵中「この⑵」の次に「及び次号⑴」を加え、同項第３号⑴中「第３条第１項第１号」の次に「に掲げる採用試験（法務の区分試験を除く。）並びに同項第２号」を加える。

２　この決定による改正は、平成25年２月１日から効力を発生する。